

写

4 消 安 第 642 号
環自総発第 2205014 号
令和 4 年 5 月 1 日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

環 境 省 自 然 環 境 局 長
(公 印 省 略)

愛玩動物看護師法の施行について

愛玩動物看護師法（令和元年法律第 50 号。以下「法」という。）は、令和元年 6 月 28 日に公布され、令和元年 12 月 1 日に指定試験機関に係る規定が施行されたところであるが、令和 4 年 5 月 1 日をもって全面施行となった。これに伴い、愛玩動物看護師法施行令（令和 3 年政令第 273 号。以下「施行令」という。）、愛玩動物看護師法施行規則（令和 3 年農林水産省・環境省令第 6 号。以下「施行規則」という。）、愛玩動物看護師養成所指定規則（令和 3 年農林水産省・環境省令第 7 号。以下「指定規則」という。）等が制定され、同日から施行されたので、下記事項に留意の上、適正な実施に遺憾なきを期されるとともに、各都道府県知事におかれては、管内市区町村、関係機関等に対する周知につき配慮されたい。

写

4 消 安 第 642 号
環自総発第 2205014 号
令和 4 年 5 月 1 日

一般財団法人動物看護師統一認定機構 機構長	}	殿
公益社団法人日本獣医師会 会長		
公益社団法人日本動物病院協会 会長		
一般社団法人日本小動物獣医師会 会長		
一般社団法人 T e a m H O P E 代表		
一般社団法人日本動物看護職協会 会長		
公益社団法人日本愛玩動物協会 会長		
一般社団法人日本動物保健看護系大学協会 会長		
一般社団法人全国動物教育協会 会長		
一般社団法人全日本動物専門教育協会 理事長		
一般社団法人日本動物専門学校協会 理事長		
一般社団法人全国動物専門学校協会 会長		
一般社団法人日本ペットビジネススクール協会 会長		
一般社団法人ジャパンケネルクラブ 理事長		

農林水産省消費・安全局長

環境省自然環境局長
(公 印 省 略)

愛玩動物看護師法の施行について

愛玩動物看護師法（令和元年法律第 50 号。以下「法」という。）は、令和元年 6 月 28 日に公布され、令和元年 12 月 1 日に指定試験機関に係る規定が施行されたところであるが、令和 4 年 5 月 1 日をもって全面施行となった。これに伴い、愛玩動物看護師法施行令（令和 3 年政令第 273 号。以下「施行令」という。）、愛玩動物看護師法施行規則（令和 3 年農林水産省・環境省令第 6 号。以下「施行規則」という。）、愛玩動物看護師養成所指定規則（令和 3 年農林水産省・環境省令第 7 号。以下「指定規則」という。）等が制定され、同日から施行されたので、御了知の上、愛玩動物看護師国家試験及び予備試験の受験を希望する者への特段の配慮をお願いするとともに、貴法人会員への周知を図られたい。

記

第1 法制定の趣旨について

今日、我が国では1,600万頭を超える犬や猫が飼育されていると推計され、動物愛護思想の普及を背景に、多くの家庭において愛玩動物は家族の一員としてかけがえのないものとなっているのみならず、近年では福祉、教育等の場面において用いられるなど、社会的な意義を担うようになってきている。このような中、飼い主が求める獣医療の内容が高度化、多様化するとともに、飼い主に求められるしつけ等の水準は高くなっている。これらの社会的要請に応えるには、人の医療と同様に、愛玩動物の診療において獣医師と動物看護師によるチーム獣医療提供体制を整備し、また、動物看護師が愛玩動物の日常的な手入れや適切なしつけ等について飼い主に対し支援を行う取組を充実させることが必要である。

法は、このような現状を踏まえ、愛玩動物看護師の国家資格を定めて、その業務の適正を図り、もって愛玩動物に関する獣医療の普及及び向上並びに愛玩動物の適正な飼養に寄与することを目的とするものである。

第2 愛玩動物及び愛玩動物看護師の定義について

1 愛玩動物（法第2条第1項及び施行令第1条）

愛玩動物とは、獣医師法（昭和24年法律第186号）第17条に規定する飼育動物のうち、犬及び猫並びにオウム科全種、カエデチョウ科全種及びアトリ科全種をいう。

2 愛玩動物看護師（法第2条第2項）

愛玩動物看護師とは、農林水産大臣及び環境大臣の免許を受けて、愛玩動物看護師の名称を用いて、診療の補助（愛玩動物に対する診療（獣医師法第17条に規定する診療をいう。）の一環として行われる衛生上の危害を生ずるおそれが少ないと認められる行為であって、獣医師の指示の下に行われるものをいう。以下同じ。）及び疾病にかかり、又は負傷した愛玩動物の世話その他の愛玩動物の看護並びに愛玩動物を飼養する者その他の者に対するその愛護及び適正な飼養に係る助言その他の支援を業とする者をいう。

第3 愛玩動物看護師の免許について

1 愛玩動物看護師になろうとする者は、愛玩動物看護師国家試験に合格し、農林水産大臣及び環境大臣の免許（第4の2(1)ウを除き、以下「免許」という。）を受けなければならない（法第3条）。

2 免許は、試験に合格した者の申請により、愛玩動物看護師名簿に登録することによって行い、農林水産大臣及び環境大臣は、免許を与えたときは、愛

玩動物看護師免許証を交付する（法第6条）。

- 3 免許の申請は、申請者が愛玩動物看護師免許申請書にその他の必要書類を添付して、農林水産大臣及び環境大臣に提出して行う（施行規則第3条）。
- 4 愛玩動物看護師の登録の実施等に関する事務については、指定登録機関として指定した一般財団法人動物看護師統一認定機構が行うこととしており、免許の申請等は指定登録機関に必要書類を提出して行う（法第12条第1項及び第26条第1項）。
- 5 次のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある（法第4条）。
 - (1) 罰金以上の刑に処せられた者
 - (2) (1)に該当する者を除くほか、愛玩動物看護師の業務に関し犯罪又は不正の行為があった者
 - (3) 心身の障害により愛玩動物看護師の業務を適正に行うことができない者として施行規則で定めるもの
 - (4) 麻薬、大麻又はあへんの中毒者
- 6 5の(3)の「施行規則で定めるもの」は次の者である（施行規則第1条）。
 - (1) 視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能又は精神の機能の障害により愛玩動物看護師の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - (2) 上肢の機能の障害により愛玩動物看護師の業務を適正に行うに当たって必要な技能を十分に発揮することができない者
- 7 農林水産大臣及び環境大臣は、免許の申請を行った者が6に規定する者に該当すると認める場合において、当該者に免許を与えるかどうかを決定するときは、当該者が現に利用している障害を補う手段又は当該者が現に受けている治療等により障害が補われ、又は障害の程度が軽減している状況を考慮しなければならない（施行規則第2条）。

第4 愛玩動物看護師国家試験等について

1 試験の実施（法第29条及び第30条）

愛玩動物看護師国家試験（以下「試験」という。）は、愛玩動物看護師として必要な知識及び技能について行うものとし、毎年1回以上、農林水産大臣及び環境大臣が行う。

2 受験資格

- (1) 試験の受験資格は、次の者に与えられる（法第31条）。

ア 大学において農林水産大臣及び環境大臣の指定する科目を修めて卒業した者

イ 指定規則で定める基準に適合するものとして都道府県知事が指定した愛玩動物看護師養成所において、3年以上愛玩動物看護師として必要

な知識及び技能を修得した者

ウ 外国の第2の2に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で愛玩動物看護師に係る農林水産大臣及び環境大臣の免許に相当する免許を受けた者で、農林水産大臣及び環境大臣がア及びイに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したもの

(2) (1)アの農林水産大臣及び環境大臣の指定する科目は、愛玩動物看護師法第三十一条第一号の規定に基づき農林水産大臣及び環境大臣の指定する科目を定める件（令和3年10月29日農林水産省・環境省告示第9号）で指定した別紙1の科目とする。

(3) (1)イの指定規則で定める基準は、指定規則第4条に定めるとおりである。

3 受験資格の特例

(1) 2以外に、特例として、次の者にも受験資格が与えられる（法附則第2条）。

ア 次のいずれかに該当する者であって、令和4年5月1日から令和9年4月30日までに農林水産大臣及び環境大臣が指定した講習会の課程を修了したもの

i 令和4年5月1日より前に大学を卒業した者であって、当該大学において農林水産大臣及び環境大臣の指定する科目を修めたもの

ii 令和4年5月1日より前に大学に入学した者であって、農林水産大臣及び環境大臣の指定する科目を修めて同日以後に卒業したもの

iii 第2の2に規定する業務（診療の補助を除く。）に必要な知識及び技能を修得させる養成所であって都道府県知事が指定したものにおいて、令和4年5月1日より前に当該知識及び技能の修得を終えた者

iv 第2の2に規定する業務（診療の補助を除く。）に必要な知識及び技能を修得させる養成所であって都道府県知事が指定したものにおいて、令和4年5月1日時点において、現に当該知識及び技能を修得中であり、その修得を同日以後に終えた者

イ 愛玩動物看護師国家試験予備試験（以下「予備試験」という。）に合格した者

(2) (1)ア i 及び ii の農林水産大臣及び環境大臣の指定する科目は、愛玩動物看護師法附則第二条第一号イ及びロの規定に基づき農林水産大臣及び環境大臣の指定する科目を定める件（令和3年10月29日農林水産省・環境省告示第10号）で指定した別紙2の科目とする。

(3) (1)ア iii 及び iv の都道府県が指定する養成所の指定基準は、指定規則附則第3条に定めるとおりである。

4 予備試験

- (1) 農林水産大臣及び環境大臣は、試験を受けようとする者が2の(1)ア又はイに掲げる者と同等の知識及び技能を有するかどうかを判定することを目的として、令和4年5月1日から令和9年4月30日までの間、毎年1回以上、予備試験を行う（法附則第3条第1項）。
 - (2) 予備試験は、第2の2に規定する業務（診療の補助を除く。）を5年以上業として行った者又は農林水産大臣及び環境大臣がこれと同等以上の経験を有すると認める者であって、農林水産大臣及び環境大臣が指定した講習会の課程を修了したものでなければ、受けることができない（法附則第3条第2項）。
- 5 試験及び予備試験の実施等に関する事務については、指定試験機関として指定した一般財団法人動物看護師統一認定機構が行うこととしており、受験願書等は、指定試験機関に提出することになる（法第34条第1項、第38条において読み替えて準用する第26条第1項及び附則第4条）。

第5 愛玩動物看護師の業務等について

- 1 愛玩動物看護師は、従来獣医師のみができることとされていた診療の補助を業として行うことができる（法第40条第1項）。
- 2 愛玩動物看護師は、その業務を行うに当たっては、獣医師との緊密な連携を図り、適正な獣医療の確保に努めなければならない（法第41条）。
- 3 愛玩動物看護師でない者は、愛玩動物看護師又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない（法第42条）。

別紙

1 法第31条第1号の規定に基づき農林水産大臣及び環境大臣の指定する科目 (第4の2(2)関係)

- (1) 生命倫理・動物福祉
- (2) 動物形態機能学
- (3) 動物繁殖学
- (4) 動物行動学
- (5) 動物栄養学
- (6) 比較動物学
- (7) 動物看護関連法規
- (8) 動物愛護・適正飼養関連法規
- (9) 動物看護学概論
- (10) 動物病理学
- (11) 動物薬理学
- (12) 動物感染症学
- (13) 公衆衛生学
- (14) 動物内科看護学
- (15) 動物外科看護学
- (16) 動物臨床看護学総論
- (17) 動物臨床看護学各論
- (18) 動物臨床検査学
- (19) 動物医療コミュニケーション
- (20) 愛玩動物学
- (21) 人と動物の関係学
- (22) 適正飼養指導論
- (23) 動物生活環境学
- (24) ペット関連産業概論
- (25) 動物形態機能学実習
- (26) 動物内科看護学実習
- (27) 動物外科看護学実習
- (28) 動物臨床看護学実習
- (29) 動物臨床検査学実習
- (30) 動物愛護・適正飼養実習
- (31) 動物看護総合実習

2 法附則第2条第1号イ及びロの規定に基づき農林水産大臣及び環境大臣の
指定する科目（第4の3(2)関係）

- (1) 動物形態機能学
- (2) 動物繁殖学
- (3) 動物病理学
- (4) 動物薬理学
- (5) 動物感染症学
- (6) 動物看護学概論
- (7) 動物医療関連法規
- (8) 公衆衛生学
- (9) 人間動物関係学
- (10) 動物福祉・倫理
- (11) 動物行動学
- (12) 伴侶動物学
- (13) 産業動物学
- (14) 実験動物学
- (15) 野生動物学
- (16) 動物内科看護学
- (17) 動物外科看護学
- (18) 動物臨床看護学総論
- (19) 動物臨床看護学各論
- (20) 動物臨床栄養学
- (21) 動物臨床検査学
- (22) 動物医療コミュニケーション
- (23) 動物形態機能学実習
- (24) 動物内科看護学実習
- (25) 動物外科看護学実習
- (26) 動物臨床看護学実習
- (27) 動物臨床検査学実習
- (28) 動物看護総合実習